

出雲市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第3項の規定により、令和4年2月16日出雲市条例制定請求代表者 中尾 繁外3名から提出された島根原子力発電所2号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる出雲市住民投票条例制定請求者署名簿に係る縦覧期間及び場所を次のとおり告示する。

令和4年3月3日

出雲市選挙管理委員会委員長 岸 和 之

- 1 期 間 令和4年3月4日から令和4年3月10日まで
- 2 場 所 出雲市今市町70番地 出雲市役所